

## 日中サービス支援型共同生活援助に係る評価について（案）

日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）の提供にあたっては、地域住民との連携および協力を行うなどの地域との交流を図らなければならないと、また地方公共団体が設置する協議会等に対し、定期的（年1回以上）に事業実施状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならないとされています（※基準省令第213条の10）。

また、必要に応じて、事業指定の申請にあたっては、協議会等に対し、運営方針や活動内容等を説明し、評価を受けるものとなっています。

そこで、本市における日中サービス支援型共同生活援助の評価については、以下のとおりとします。

### 【評価方法】

- ①評価に関する協議の場は、「入間市障害者自立支援協議会運営会議」（以下、運営会議）で行う。
  - ・評価者は、入間市障害者自立支援協議会会長、副会長、地域生活支援部会長、こども部会長、委託相談支援事業所相談支援専門員、基幹相談支援センター職員、その他構成員が指名するものとする。
  - ・事業者は、事前に資料を提出し、運営会議に出席して事業の説明、報告を行う。
- ②運営会議での評価結果を入間市障害者自立支援協議会（以下、協議会）に諮り、協議会の承認を得ることで最終評価とする。
- ③協議会での承認後、評価結果を事業者に通知する。
- ④埼玉県障害者自立支援協議会へ評価結果の報告を行う。
- ⑤必要に応じて、相談支援事業者連絡会等にて評価結果を共有する。

### 【参考】

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備に関する基準

#### 第二百十三条の十（協議の場の設置等）

協議会に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

### 共同生活援助（グループホーム）について

	介護サービス包括型	日中サービス支援型	外部サービス利用型
介護	グループホーム職員が提供	グループホーム職員が提供	外部に委託
24時間体制		必要	
短期入所の併設		必要	
市内事業所数	41	1	1